平成２１年（フ）第７０号
福岡県直方市大字頓野3563番地16
債務者　原　　耕哉
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第７５号
福岡県直方市大字植木377番地
債務者　山中美津子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４８４号
北九州市門司区田野浦２丁目４番４号
債務者　池中　　博
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５５８号
北九州市門司区東新町２丁目11番27―305号
債務者　大西　博子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８２号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番31―101号
債務者　竹嶋　優子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７００号
北九州市八幡東区中央１丁目11番３―401号
債務者　山下　慎吾
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２７号
北九州市小倉南区津田新町１丁目８番７号
債務者　金子　秀代
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８５号
福岡県中間市岩瀬４丁目６番２号
債務者　原田　富香
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８９号
北九州市八幡東区枝光３丁目14番34号
債務者　片岡早紀子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８０３号
福岡県中間市中央２丁目９番41号
債務者　倉重　国也
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８０４号
福岡県中間市中央２丁目９番41号
債務者　倉重　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８０６号
北九州市小倉北区古船場町４番32―702号
債務者　川上　哲雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８０８号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目３番３―403号
債務者　久保田　薫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２４７号
大分県別府市亀川東2175番地１　ポプラ亀川店、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見4548番地の977
債務者　関　　孝和
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５２号
宮崎市波島２丁目38番19号
債務者　藤原　勝廣
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５３号
宮崎市波島２丁目38番19号
債務者　藤原　桃代
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３７号
福島県田村郡小野町大字小野新町字七合田67番地４
債務者　吉田亜須香
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
福島県田村市大越町上大越字求中91番地
債務者　堂山　清美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係